

平成 26 年 10 月 10 日

各 位

上場会社名 北海道電力株式会社
代表者 代表取締役社長 真弓 明彦
(コード番号 9509)
問合せ先責任者 企画部経営管理グループリーダー 小林 剛史
(TEL 011-251-1111)

電気料金の軽減措置について

当社は、本年 7 月 31 日、電源構成変分認可制度に基づき、規制部門については平均 17.03%の電気料金の値上げを申請し、自由化部門では平均 22.61%の値上げをお願いさせていただきました。

お客さまには昨年引き続きさらなるご負担をお願いすることにつきまして、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、大幅な値上げに伴うお客さまのご負担を軽減する方策を講じることができないか、申請当初から検討を進めており、電気料金審査専門小委員会においても、「値上げ実施日から一定期間、お客さまのご負担を軽減する措置を実施していく」ことをご説明させていただきました。また、同小委員会の査定方針案においても、「需要家に還元する方策（需要家負担の急激な増加を緩和する措置）を検討し、実施することが期待される」とのご指摘もいただいております。

これまでも経営全般にわたる効率化に努めており、平成 26 年度においては、今後のコスト削減努力も含め 60 億円程度の成果が見込まれることから、厳しい経営状況ではありますが、この成果をもとにお客さまのご負担を軽減させていただきます。

具体的には、料金値上げ実施日以降、平成 27 年 3 月 31 日までのご使用分について、新たな電気料金における電力量料金単価から電圧別に設定した軽減単価を一律差し引くことといたします。

規制部門につきましては、全てのお客さまを対象に、1kWh あたり 0.70 円（税込み）を軽減させていただきます。

これにより、軽減期間における値上げ率は、規制部門平均で 2.9%低減することとなります。

また、自由化部門につきましても、軽減期間内に値上げとなるお客さまを対象に、高圧は 1kWh あたり 0.67 円（税込み）、特別高圧は 1kWh あたり 0.66 円（税込み）を軽減させていただきます。

なお、軽減期間中における料金のお支払額など詳細につきましては、値上げ認可後、あらためてお知らせいたします。

今後も厳しい需給状況が続くことから、引き続き、電力の安定供給の確保に努めるとともに、費用全般にわたる経営効率化に取り組んでまいります。また、電力需給および収支・財務両面の改善に寄与する泊発電所の 1 日も早い発電再開に全力で取り組み、営業運転に復帰した後には電気料金の値下げを行ってまいります。

以 上